

千葉市公告第 5 9 6 号

令和 8 年度及び令和 9 年度において、千葉市が発注する学校給食用物資の納入業者の登録並びに資格審査の申請時期及び申請方法等について、次のとおり公告します。

令和 7 年 7 月 2 5 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 定義

「給食用物資」とは、千葉市学校給食センター用学校給食物資納品規格書及び千葉市単独調理場用学校給食物資納品規格書に定める内容を満たした物資とする。

2 登録にあたっては、次の各号の基準を遵守するものとする。

- (1) 学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (2) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と厚生労働省が定める基準に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
- (3) 本市が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。
また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- (4) 製造・加工・配送に携わる従業員全員の検体検査を 1 ケ月に 1 回以上実施しており、衛生検査等に係る報告を求めた場合は、遅滞なく提出できること。
- (5) 随時の立ち入り検査等については、すみやかに応じることができること。

3 登録することができる者

登録することができる者は、千葉市入札参加資格を有する者、千葉市内に本社若しくは本店等を有する法人又は千葉市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者（他の者に雇用されている者を除く。）で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 千葉市契約規則（昭和 4 0 年千葉市規則第 3 号）第 2 条に定める事項に該当する者
- (2) 納期の到来した法人税（個人事業者にあっては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
- (3) 納期の到来した千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者
- (4) 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていない者
- (5) 千葉市暴力団排除条例（平成 2 4 年千葉市条例第 3 6 号）第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (6) 千葉市内において、都市計画法に違反している者

4 登録の対象となる取扱物資は、次表に掲げるものとする。

穀類	添加物類	冷凍食品類	海藻・乾物類
調味料類	レトルト・水煮食品類	缶詰類	卵類
乳類	デザート類	獣鳥肉類 (精肉類)	獣鳥肉類 (畜肉加工品類)
野菜類 (生野菜類)	野菜類 (カット野菜類)	果実類	油脂類
豆腐類	こんにゃく類	調理加工品類	生鮮魚類

5 登録する配送地区は、次表に掲げるものとする。

市内全域					
中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
新港学校給食センター、こてはし学校給食センター、大宮学校給食センター					

6 審査基準日

資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。

7 資格審査の申請方法及び申請時期

(1) 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者は、千葉市学校給食用物資納入業者登録申請書に必要書類を添付し、千葉市教育委員会保健体育課に提出しなければならない。

なお、申請にあたっては、千葉市学校給食用物資納入業者登録申請の手引き（以下「手引き」という。）を熟読の上、行うこと。

(2) 資格審査の申請時期

令和7年8月1日（金）から令和7年10月31日（金）まで

ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条に規定する市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

8 申請書類等の入手先

申請書類の様式及び手引き等は、千葉市教育委員会保健体育課ホームページよりダウンロードするか、又は同課において交付するものとする。

9 資格審査の結果の通知及び名簿の登載等

(1) 資格審査の結果、資格を有すると認められた者は、千葉市学校給食用物資納入業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登載する。

(2) 審査の結果については、9（4）の定めによる公表をもって通知に代えるものとする。

(3) 名簿の有効期間は、名簿登載日である令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、次期の名簿が作成されるまで延長することができるものとする。

(4) 名簿は、有効期間中、千葉市オープンデータの推進に関する指針に基づき、オープンデータとして、千葉市ホームページにより公表するものとする。

1 0 変更及び廃止届出

申請書類を提出した者で、申請日から名簿登載日の前日までに変更又は廃止が生じた場合は、速やかに千葉市学校給食用物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届に必要な書類を添付し、千葉市教育委員会保健体育課に提出すること。

1 1 登録の取消し等

(1) 市長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消することができる。

- ア 2に規定する基準を遵守することが出来ない場合
- イ 3の各号のいずれかに該当することとなった場合
- ウ 著しく品質の劣る食材を納入した場合
- エ 登録に係る営業を廃止した場合
- オ 名簿から抹消を申し出た場合
- カ 金銭的信用を著しく欠くと認められる場合
- キ 登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合
- ク その他学校給食の運営にあたって、著しく適正を欠くと認められる場合

(2) 市長は、登録者が、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の規定に該当した場合は準じた措置を行うものとする。

1 2 千葉県警察本部への情報提供、照会等

(1) 申請者に関する情報については、千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者を同条に規定する市の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ情報を提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対して必要な書類を求めることがある。

(2) 千葉県警察本部からの情報提供により、登録者が千葉市入札契約に係る暴力団排除措置要綱に規定する措置要件に該当すると認められるときは、排除措置等を講じるものとする。

1 3 その他

学校給食用物資納入に係る契約の業者選定に際しては、名簿の登録者に見積に参加する機会を与えるよう努めるものとする。

1 4 担当部署（書類の提出先）

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所新庁舎高層棟10階

千葉市教育委員会保健体育課公会計班

電話 043-245-5909

FAX 043-245-5982

E-mail kyushoku-kokaikei@city.chiba.lg.jp

URL https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/kyushoku_toroku.html